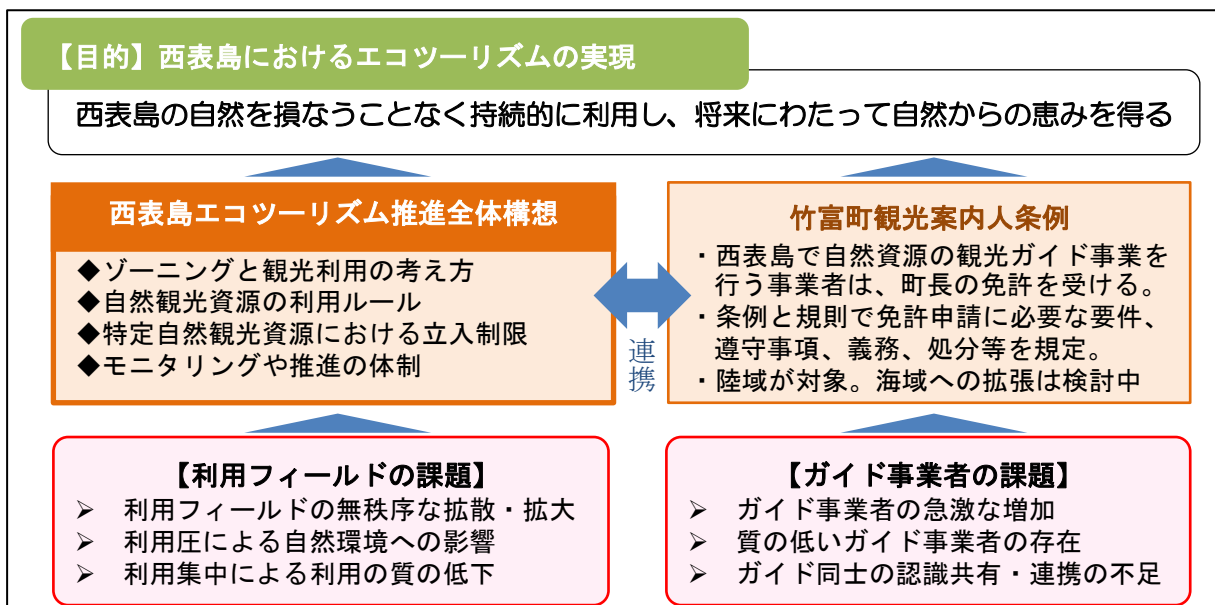


# 西表島エコツーリズム推進全体構想（全体構想）の概要

竹富町西表島エコツーリズム推進協議会

## 1. 背景と目的

- ・西表島は自然が豊かで世界自然遺産にも登録されており、近年自然体験型観光が増加している。
- ・観光利用の増加に伴い利用フィールドやガイド事業者の課題が生じており、本全体構想と竹富町観光案内人条例により、適切な観光管理の下で西表島におけるエコツーリズムの実現を図る。



## 2. ゾーニングと観光利用の考え方

- ・西表島及びその周辺海域を下表の3つの利用区分にゾーニング（裏面に概略地図を示す）。
- ・自然体験型の利用が一定以上ある箇所を自然体験ゾーンとし、利用ルールや立入り制限を設けたうえで、竹富町観光案内人条例との連携等により実効性を担保。
- ・上記以外の世界自然遺産内は保護ゾーンとし、無秩序な利用を抑制。

ゾーニング	利用の考え方	対象エリア等	観光管理の概要（担保措置）
自然体験ゾーン	一定のルールの下で観光利用を行う	世界自然遺産内外に関わらず「地域または海域を移動する事前体験ツアーの中で活用される自然観光資源」に含まれる主要な利用ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般利用者向けの共通ルール等を設定</li> <li>・事業者向けの共通ルール及びエリア毎やフィールド毎の個別ルール等を設定 (※上記の事業者向けルールを遵守するよう竹富町観光案内人条例に規定。陸域には行政処分あり。)</li> </ul>
	+ 立入制限	特定自然観光資源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総量規制のための立入制限の仕組み (※エコツーリズム推進法に基づく罰則あり)</li> </ul>
一般利用ゾーン	観光利用が可能	世界自然遺産外で「自然体験ゾーン」以外の場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的なマナーや各施設の定めるルール等を遵守するよう普及啓発等を実施</li> <li>・他人の所有地や農林地に無断立入をしない</li> </ul>
保護ゾーン	原則として観光利用不可	世界自然遺産内で「自然体験ゾーン」以外の場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として観光利用は行わない（地域住民の祭事・狩猟・学校利用及び学術研究利用は可）</li> </ul>

※いずれのゾーンにあっても、観光以外の目的で国有林野を利用しようとする場合又は観光目的であってもレクリエーションの森（自然休養林）や登山道等以外の区域を利用しようとする場合には、事前に森林管理署へ入林届の提出が必要（登山道や遊歩道だけを観光目的で利用する場合、入林届は不要）。また、保護林（保存地区）では管理主体が明らかとなっている登山道等以外の区域を観光目的で利用することはできない。保護林（保全利用地区）においても、一定の見識を有する者（竹富町観光案内人等）の同行が必要。

### 3. 利用ルール

- ・一般利用者向けのルール及びマナー、配慮事項として26項目を設定。
- ・下表の内容に関して事業者向けのルール（ガイド1人当たりの客数制限など）を設定。

	陸域	海域
共通ルール （※カッコ内はルールの項目数）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○動植物や自然への影響の抑制（8）</li> <li>○迷惑行為の防止（4）</li> <li>○ゴミやトイレの処理（2）</li> <li>○安全管理（3）</li> <li>○その他（4）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然環境保全（7）</li> <li>○船長、船の航行（7）</li> <li>○ポイントの利用方法（7）</li> <li>○ポイント付近での航行（4）</li> <li>○アンカーリング（7）</li> <li>○港湾利用（2）</li> <li>○安全管理（12）</li> <li>○ルールの遵守（4）</li> </ul>
個別ルール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ガイド1人あたりや1事業者当たりの案内人数の規定（エリア毎）</li> <li>○自然観光資源として利用可能な範囲</li> <li>○その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ガイド1人当たりの案内人数（アクティビティ毎）</li> <li>○バラス島利用ルール</li> <li>○その他</li> </ul>

### 4. 特定自然観光資源（5か所）における立入制限

- ・年間を通じて、特定自然観光資源に立入ろうとするものは事前に竹富町長に申請を行い、承認を得る必要がある。
- ・上限人数を超えて立入りを承認しない。
- ・適正利用を図るため、推進協議会が指定する要件を満たす者の同行又は講習の受講等を承認の条件とする（※特定自然観光資源毎に条件は異なる）。
- ・地域住民による利用、維持管理活動などは制限の対象外。

立入りの上限人数

特定自然観光資源	上限人数
ヒナイ川	200人/日
西田川	100人/日
古見岳	30人/日
浦内川源流域（横断道）	50人/日
テドウ山	30人/日

### 5. モニタリングや推進の

#### 体制

- ・自然観光資源の利用者数や自然環境の状況等についてモニタリング調査を行い、専門家の関与の下で結果の評価を行い、利用ルールの見直しや保全事業等の対策を実施する。
- ・竹富町西表島エコツーリズム推進協議会のもとに、モニタリング評価委員会、ガイド事業者との調整を行うワーキンググループ等設ける。

